大学間交流協定に基づく派遣留学生の単位認定の取扱いについて

平成13年5月17日 教 授 会 決 定

大学間交流協定に基づく派遣留学生の単位認定の取扱いについて(平成12年5月18日 教授会決定)の全部を改正する。

- 1. 大学間交流協定に基づく派遣留学生(本学学生)の単位認定等については、次により 取扱うものとする。
 - (1) 修得単位等の認定
 - ① 留学の意義を考慮し、できるだけ多くの修得科目の単位を認定する。
 - ② 原則として、本学の授業科目に読み替えて単位を認定する。
 - ③ 本学で既に修得している科目については、認定しない。
 - ④ 本学の開講授業科目に読み替えられない修得科目については、体育学関連科目と して相応しいと判断される場合に限って、当該修得科目名で単位を認定する。
 - ⑤ 認定する単位数及び評価については、修得科目ごとに審議する。
 - ⑥ 教養科目に、派遣留学生用の授業科目として「各国文化研究」を開設し、相当す る修得科目の学修状況に応じて、単位を認定する。
 - (2) 認定単位の上限

本学の開講授業科目に読み替えられない修得科目及び「各国文化研究」における認定単位の上限については、本学の開講授業科目のうち最も多い単位数を限度とする。

(3) 履修指導

- ① 本学の専門科目(関連実践科目)については、カリキュラム編成の趣旨を踏まえ、 認定科目の単位数にかかわらず、当該認定科目を含め10科目を履修させるものと する。
- ② 留学する学生に対しては、事前にガイダンスを行い、科目の履修について指導する。
- 2. この取扱いは、平成13年5月17日から施行し、平成12年度派遣留学生から適用する。